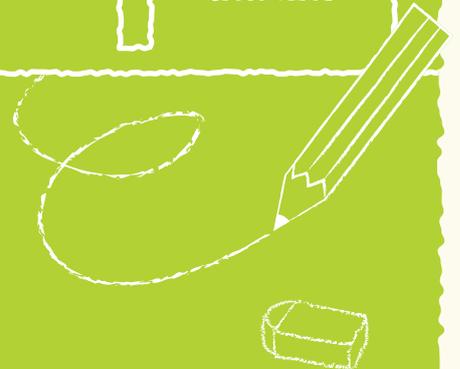


いといがわで出会う



わたしのすまい



住みやすいまち“いといがわ”の
充実した住まいの支援制度を
お教えします！



いといがわ田
すまっか

2017

糸魚川市 移住定住促進
住まいの支援制度

発行／新潟県 糸魚川市 総務部
定住促進課 人口減対策係



Access

新幹線・鉄道

東京から **約2時間**

(北陸新幹線)

大阪から **約3時間30分**

(JR北陸本線・北陸新幹線)

車

東京から **約4時間**

(上信越自動車道・北陸自動車道経由)

大阪から **約5時間**

(名神高速道路・北陸自動車道経由)



糸魚川市

糸魚川の地区MAP



糸魚川ってどんなところ？

糸魚川市は新潟県のいちばん西にあり、西は富山県、南は長野県に接しています。

日本海に面し約51kmある海岸線では海水浴が楽しめる、標高2,000m級の山々では、登山を楽しめます。また、日本列島を東西に分ける断層「糸魚川―静岡構造線」によって市内の東西で地質が大きく異なるほか、ヒスイが産出するなど、地質的な価値が認められ「世界ジオパーク」(現在の名称は「糸魚川ユネスコ世界ジオパーク」)に日本で初めて認定されました。

北陸新幹線や北陸自動車道が通り、アクセスもしやすい場所です。

公園・文化施設

- 子どもから大人までみんなが楽しめる自然豊かな都市公園や森林公園があります。
- ヒスイとフォッサマグナのことが楽しく学べる博物館などの文化施設も充実！

医療施設

- 総合病院、開業医など多数の医療施設があります。
- 安心！県内でも数少ない24時間365日救急医療体制

公共交通

- 鉄道や路線バス、コミュニティバス等市内ほぼ全域で確保されています。

通信環境

- 市内の居住地域のほとんどは主要携帯電話会社の通話可能エリア！
- 高速インターネット回線も利用できます！※一部利用できない地域があります。詳しくは各社ホームページにてご確認ください。
- ケーブルテレビも楽しめる！※能生地域に限ります。

市内には児童福祉施設や学校施設が充実！

保育園	19ヶ所
幼稚園	4ヶ所
小・中学校	21ヶ所
高等学校	3ヶ所

- 移住・定住ポータルサイト
縁あって
いといがわ暮らし

- いといがわの住まいさがし情報
いえかつ糸魚川
空き家・空き店舗バンク



- お問い合わせ先 ●

新潟県 糸魚川市 総務部
定住促進課 人口減対策係

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号
TEL 025-552-1511(代) FAX 025-552-8955
ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp/>
E-mail teijuu@city.itoigawa.lg.jp



いといがわで空き家を 売りたい・貸したい

いえかつ糸魚川空き家・空き店舗バンク

いえかつ糸魚川

検索

「いえかつ糸魚川」に登録して、ホームページで情報を公開しませんか？



空き家情報
公開までの
流れ

1 相談・問合せ

まずはいえかつ糸魚川にご連絡ください。空き家・空き店舗の状態や条件等確認をさせていただきます。

2 登録申込・登録料支払い

空き家・空き店舗バンクに登録をご希望の場合は、登録申込書兼同意書と登録シートに必要事項をご記入のうえ、いえかつ糸魚川にご提出ください。登録料として、10,000円をお支払いいただきます。

3 現地調査・データ作成

所有者様立ち会いのもと、アドバイザー（宅建業者）・いえかつ糸魚川スタッフが現地にお伺いし、調査、写真撮影、間取り図作成等を行い、ホームページ公開用データを作成します。遠方にお住まいで、立ち会いが難しい場合は、ご相談ください。

4 ホームページ掲載・情報提供開始

準備が整いましたら、いえかつ糸魚川（空き家・空き店舗バンク）ホームページに掲載し、利用希望者に情報提供を開始します。

5 見学

利用希望者が物件の見学を希望した際は、見学の日程調整等をいえかつ糸魚川が行います。

6 商談・契約・リフォーム

賃貸・売買契約、リフォーム工事等は、いえかつ糸魚川会員の市内専門業者がサポートします。賃貸・売買契約の際は、宅建業者に仲介手数料をお支払いいただきます。

● 問合せ・詳細は、右記「空き家活用ネットワーク糸魚川」まで



いといがわで空き家を 買いたい・借りたい

いえかつ糸魚川空き家・空き店舗バンク

いえかつ糸魚川

検索

いえかつ糸魚川ホームページで空き家情報を検索できます。お気に入りの一軒を見つけてください。

空き家
情報の利用

1 空き家・空き店舗を探す

空き家・空き店舗検索で、ご希望の地域や条件に合った物件を検索・閲覧してください。

2 いえかつ糸魚川に問い合わせ

気になる物件が見つかった方で、「見学してみたい」「詳細を知りたい」などの場合は、物件詳細ページのお問い合わせフォームからいえかつ糸魚川にお問い合わせください。お電話でのお問い合わせの場合は、物件番号をお伝えください。

3 利用者登録

利用登録申込書に必要事項をご記入のうえ、「郵送」「メール」「FAX」などでいえかつ糸魚川にご提出ください。いえかつ糸魚川の空き家・空き店舗利用希望者として、登録します。

4 見学

物件を見学の際は、見学の日程調整等をいえかつ糸魚川が行います。

5 商談・契約・リフォーム

賃貸・売買契約、リフォーム工事等は、いえかつ糸魚川会員の市内専門業者がサポートします。賃貸・売買契約の際は、宅建業者に仲介手数料をお支払いいただきます。

いといがわの空き家関係 問合せ

一般社団法人
空き家活用ネットワーク糸魚川
(通称：いえかつ糸魚川)

TEL.025-556-6411 FAX.025-556-6412

メール iekatsu@orange.ocn.ne.jp

月曜日～金曜日(8:30～17:30)

相談は、無料です。事前にご予約いただければ、土日祝日も対応します。



空き家を 買って住みたい

UIターン促進空き家取得支援事業補助金

いえかつ糸魚川の空き家・空き店舗バンク登録物件を購入した UI ターン者に取得費の一部を補助します。

補助対象者

次のいずれにも該当すること。

- 市外在住者で本市に転入を予定している方または、本市に転入して1年以内の方
- 本市に住民登録する直前に、市外に1年以上住民登録をしていた方
- 申請年度の4月1日の時点で20歳以上40歳未満の方（子育て世帯^{*1}の場合は、子の父母のいずれかが、40歳未満）
- 常用労働者^{*9}として就業している方（市内で新規に農林水産業に就業する方または市内で新規に個人事業を営む方を含む。）
- 自ら居住の用に供するために登録空き家^{*4}を購入する方。（補助対象者が当該空き家の所有者と親子関係である場合または売買契約書を交わさない契約の場合は、対象外）
- 当該空き家に入居後1年以上は、本市に住所を有し、かつ居住を継続する見込みがある方
- 本補助金の交付を受けたことがない方
- 市税等の滞納がない方

補助金の額

基本分①+加算分②・③で

最大80万円

（上限空き家の取得費^{*1}の2分の1以内）

基本	空き家の取得費 ^{*2} の10%の額(千円未満切捨) 上限50万円…①
加算	子育て世帯の場合 20万円…②
	子育て世帯がその親世帯と同居 または近居 ^{*3} する場合 10万円…③

^{*1} 子育て世帯 18歳以下の者が同一世帯にいる世帯をいう。

^{*2} 空き家の取得費 空き家に係る売買契約書に記載された代金の総額で、総額50万円以上のもの。

^{*3} 近居 同一地区公民館区内または子世帯の住宅と親世帯の住宅との直線距離が2キロメートル以内で、別住宅で居住することをいう。

申請期日

売買契約締結後30日以内まで



空き家を買って 改修したい

UIターン促進空き家改修事業補助金

いえかつ糸魚川の空き家・空き店舗バンク登録物件を購入し、改修する UI ターン者に、改修費の一部を補助します。

補助対象者

次のいずれにも該当すること。

- 市外在住者で本市に転入を予定している方または、本市に転入して1年以内の方
- 自ら居住の用に供するために登録空き家^{*4}を購入する方。（補助対象者が当該空き家の所有者と親子関係である場合または売買契約書を交わさない契約の場合は、対象外）
- 当該空き家を購入した後、1年以内に住宅等の改修を行う方
- 当該空き家に入居後1年以上は、本市に住所を有し、かつ居住を継続する見込みがある方
- 市内に本店または支店を有する事業者（個人事業者を含む。）の施工により改修工事を行う方
- 本補助金の交付を受けたことがない方
- 市税等の滞納がない方

空き家の改修費用^{*}の

補助率 **3分の1**
(千円未満切捨)

上限額 **50万円**

^{*}対象経費の総額が、30万円以上のものに限る。

^{*}空き家及び居住に必要な住宅または付帯する施設の修繕及び増築に係る経費。備品購入費、外構工事は対象外。

申請期日

空き家の改修に着手する日の14日前まで

^{*4} 登録空き家 空き家情報提供制度^{*5}により、登録された空き家をいう。（平成30年3月31日までは、いえかつ糸魚川の空き家情報提供制度（空き家バンク）に移行する以前に市の空き家情報提供制度により登録された空き家も補助対象に含まれます。）

^{*5} 空き家情報提供制度 一般社団法人空き家活用ネットワーク糸魚川（通称：いえかつ糸魚川）が行う、市内にある空き家の登録を通じて、空き家利用希望者に対して情報提供し、空き家を有効活用する制度をいう。



賃貸住宅に 住みたい

UIターン促進住宅支援事業補助金

糸魚川市では、定住人口の増加を図るため、糸魚川市内にUIターンする方が、賃貸住宅に入居する場合に、賃貸住宅家賃の一部を補助します。

補助対象者

次のいずれにも該当すること。

- ① 市外で1年以上勤務経験のあるUIターン者^{※6}で、定住の意思をもって、市内の賃貸住宅^{※7}に居住し、糸魚川市に住民登録をした方
- ② 申請年度の4月1日時点で年齢が20歳以上40歳未満の方(子育て世帯^{※8}の場合は、子の父母のいずれかの年齢が40歳未満)
- ③ 常用労働者^{※9}として就業している方(市内で新規に農林水産業に就業する方または市内で新規に個人事業を営む方を含む。)
- ④ 他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- ⑤ 将来、市外へ転出する見込みがない方
- ⑥ 市税等を滞納していない方
- ⑦ 国家公務員及び地方公務員でない方

補助金の額 家賃の2分の1以内の額
 上限額 **30,000円/月**
 子育て世帯の場合
 家賃の3分の2以内の額
 上限額 **40,000円/月**
平成29年拡充
 補助期間 **最大2年**

申請期日

【初回】糸魚川市に住民登録をした日から60日以内まで

※6 UIターン者 糸魚川市外の事業所等(自営業など個人事業主を含む。)に1年以上勤務した者または勤務している者で、定住する意思をもって市外から糸魚川市に転入した者をいう。

※7 賃貸住宅 一戸建て住宅または集合住宅で、当該賃貸住宅の所有者との賃貸借契約により当該賃貸住宅の賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公営住宅または社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。

※8 子育て世帯 出生した日から満18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者が同一世帯にいる世帯をいう。

※9 常用労働者 雇用期間の定めがなく雇用される労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用される労働者のうち、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者(1週間の所定労働時間30時間以上であるパートタイム労働者を含む。)をいう。



空き家を活用のために 片づけたい

空き家家財道具等処分事業補助金

いえかつ糸魚川の空き家・空き店舗バンクに登録した空き家の家財道具等の処分費の一部を補助します。

補助対象者

次のいずれにも該当すること。

- ① 登録空き家^{※4}の所有者(法人を除く。)
- ② 空き家情報提供制度^{※5}への空き家の登録時において、1年以上(途中で成約となった場合を除く。)登録を継続する見込みがある方
- ③ 市内に本店または支店を有する業者(個人事業者を含む。)により家財道具等を処分する方
- ④ 本補助金の交付を受けたことがない方
- ⑤ 市税等の滞納がない方

家財道具等の 搬出・処分費用の

補助率 **2分の1**
(千円未満切捨)

上限額 **10万円**

※対象経費の総額が、5万円以上のものに限る。

申請期日

家財道具等の搬出及び処分に**着手する日の14日前まで**



まだまだあります! 住まいの支援制度

短期滞在宿泊施設宿泊料金支援 (ちょこっと糸魚川暮らし)

Uターン等を希望する方が、空き家の見学や手続き、移住のための引っ越し作業等で指定の短期滞在宿泊施設に宿泊する場合、宿泊料金を支援します。

- 1人につき年度内最大2泊まで
素泊まり1,000円+税。

雇用促進住宅 サン・コーポラス能生

勤労者の方が利用できる公共の賃貸住宅です。Uターン者は、家賃を軽減しています。(Uターン者家賃：入居1~2年15,900円、入居3~4年28,100円、入居5年以降43,200円)

- 糸魚川市大王566-7
- 鉄筋コンクリート造、平成8年建築・3DK

ペレットストーブ 設置事業補助金

糸魚川産ペレットが利用できるペレットストーブを設置する方に、設備費の一部を補助します。

- 補助額 設備費等の1/3(上限10万円)
※条件によって拡充あり。

いといがわ木の香る 家づくり促進事業

糸魚川産木材を使用する住宅の新築・増築・及び改築工事に要する経費の一部を補助します。人と地域にやさしい糸魚川の木をぜひご利用ください。

- 補助額 糸魚川産木材購入費の50%以内
(上限30万円/棟)
- 募集 年間3回(6月・9月・11月)で合計10棟
※応募多数の場合抽選

住宅整備資金貸付事業

市内で住宅を新築・増改築・購入される方に、その資金の一部を融資する制度です。(利率は、変更になる場合があります。)

- 持家住宅資金貸付制度：限度額500万円以内、利率1.65%、期間15年以内
- 勤労者住宅資金貸付制度：限度額700万円以内、利率1.65%、期間20年以内
- 高齢者及び障害者住宅整備資金貸付制度：対象工事費の80%以内で、限度額480万円以内、利率1.15%、期間10年以内

住宅用新エネルギーシステム 設置事業補助金

住宅用の太陽光発電設備または太陽熱利用温水器を設置する方に、設備費の一部を補助します。

- 太陽光発電設備 52,000円/kw(上限26万円)
- 太陽熱利用温水器 設置費用の1/4(上限10万円)

木造住宅耐震改修 支援事業

耐震診断員の派遣(無料)や住宅の耐震化に必要な事業費(耐震改修工事費用、補強設計費用、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用)の一部を助成します。

匠の里創生事業

手づくり作家とクリエイターの移住を支援します。様々なものづくりを通じて、相互交流、相互発信するまちを目指しています。

詳しくはお問い合わせ下さい。